

制定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 9 号

改正 平成 23 年 6 月 28 日 規程第 4 号

改正 平成 29 年 3 月 16 日 規程第 6 号

改正 令和 元年 12 月 19 日 規程第 24 号

地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条に規定する使用者が作成する就業規則とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、法人に勤務する一般職の地方公務員であって、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「地独法」という。）第 54 条第 1 項に規定する常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下「職員」という。）に適用する。

2 非常勤職員（前項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員に適用する就業規則は、別に定める。

(法令等との関係)

第 3 条 職員の就業に関しては、地公法、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。）、労基法、地独法その他法令及び理事長の命令（理事長の命を受けて発する通知等を含む。）によるほか、この規則の定めるところによるものとする。

第 2 章 人事

第 1 節 任用

(任用)

第 4 条 職員の職に欠員を生じた場合においては、理事長は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2 職員の任用に関し必要な事項は、職員任用規程に定める。

3 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条並びに第 5 条の規定に基づき任

用される職員の採用については、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 15 年山梨県条例第 59 号）の定めるところによる。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、理事長は、地独法第 91 条、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）の定めるところにより、職員を派遣することができる。

第 2 節 評価

（勤務評定）

第 5 条 法人は、職員の勤務成績について評定を実施する。

第 3 節 分限

（分限に関する手続及び効果）

第 6 条 職員の分限に関する手続及び効果に関し必要な事項は、地公法第 27 条及び第 28 条の定めによるほか、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 27 年山梨県条例第 7 号）の定めるところによる。

第 4 節 離職

（辞職）

第 7 条 職員が辞職をしようとするときは、書面をもって理事長に申し出て、その承認を得なければならない。

- 2 職員は、辞職を申し出た後においても、理事長の承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

（定年退職）

第 8 条 職員の定年等に関し必要な事項は、地公法第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 の定めによるほか、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和 59 年 3 月 27 日山梨県条例第 7 号）の定めるところによる。

（失職）

第 9 条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、山梨県の条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 法人又は設立団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(再任用)

第10条 職員の再任用に関し必要な事項は、地公法第28条の4の定めによるほか、山梨県職員の再任用に関する条例（平成12年山梨県条例第2号）の定めるところによる。

第5節 免職

(降任及び免職)

第11条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、地公法第28条第1項の規定により、その意に反して降任し、又は免職されることがあるものとする。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 理事長は、前項二号の規定に該当するものとして、職員を免職する場合には、医師2名を指定しあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 職員の意に反する免職の処分は、法人所定の様式を当該職員に交付して行うものとする。

4 理事長は、職員に地公労法第11条に違反する行為があった場合には、同法第12条の規定に基づき当該職員を解雇することができる。

第6節 退職後の責務

(退職者等の責務)

第12条 職員は、配置換その他の事由により担任事務の変更を命ぜられたとき又は職員は、退職するときは、担任事務の処理経過について事務引継書を作成し、後任者又は理事長が指示する職員に引継がなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で引継ぐことができる。

第3章 服務

(職務専念義務等)

第13条 職員は、地公法又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月31日山梨県条例第5号）に特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(欠勤等)

第14条 職員は、前条の規定により勤務しないことが認められた以外の場合で勤務しないときは、法人所定の様式により理事長に届出なければならない。

(サービスの宣誓)

第15条 すべて職員は、県民全体の奉仕者であることを深く自覚し、病院業務を公正且つ能率的に運営すべく努力すると共に、法令を遵守し、誠心誠意職務の遂行に専念しなければならない。

2 職員は、理事長の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならない。

(一般服務)

第16条 職員は、始業時刻と同時に執務できるよう出勤し、終業時刻には速やかに退勤するものとする。

2 職員は、勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはならない。

3 職員は、執務の場所を離れようとするときは、あらかじめ用件、行先及び所要時間等について上司の了解を得なければならない。

4 職員は、臨時又は緊急の公務を遂行するため、正規の勤務時間外又は休日における勤務を法人所定の様式により命ぜられた場合には、勤務に服さなければならない。

5 前項の勤務を命ぜられた職員が、疾病その他やむを得ない理由により、命令に服することができないときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第17条 職員は、職務の内外を問わず、法人の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第18条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員は、法令に基づく証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。

3 理事長は、法律に特別の定がある場合を除くほか、前項の許可を拒むことができない。

(職員の倫理等)

第19条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、設立団体の条例及び法人の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第20条 職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項は、セクシュアル・ハラスメント防止規程に定める。

(兼業)

第21条 職員は、理事長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他特定地方独立行政法人の規程で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 前項の許可を受けようとする職員は、法人の定める申請書に係る書類を添えて提出しなければならない。

(証人、鑑定人等としての出頭に係る届出)

第22条 職員は、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭しようとするときは、法人所定の様式により届出しなければならない。

2 前項の場合において、職務上知ることができた秘密について供述しようとするときは、その内容につき、あらかじめ法人所定の様式により許可を受けなければならない。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第23条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、勤務時間、休日及び休暇等規程に定める。

(育児休業)

第24条 職員の育児休業に関し必要な事項は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)によるものとする。

2 育児休業法に定めのない事項で職員の育児休業に関し必要な事項は、山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月24日山梨県条例第1号)及び山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月26日山梨県人事委員会規則第3号)によるものとする。

3 前2項に規定されるもののほか、職員の育児休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業)

第25条 職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年山梨県条例第60号)の定めるところによる。

(修学部分休業及び高齢者部分休業)

第26条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関し必要な事項は、職員修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程に定める。

第5章 給与

(給与)

第27条 職員の給与に関し必要な事項は、職員給与規程に定める。

第6章 退職手当

(退職手当)

第28条 職員の退職手当に関し必要な事項は、職員退職手当規程に定める。

第7章 表彰

(別規程)

第29条 職員の表彰に関し必要な事項は、職員表彰規程に定める。

第8章 懲戒処分等

(懲戒の事由)

第30条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分を行うことができる。

- 一 地公法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く設立団体の条例若しくは特定地方独立行政法人の規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- 四 その他、前各号に準じる行為があった場合

(懲戒の手続)

第31条 職員の懲戒の手続きに関し必要な事項は、山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年3月31日山梨県条例第8号）の定めるところによる。

(訓告等)

第32条 職員は、非違行為を行った場合（当該非違行為について第30条に規定する処分が行われた場合を除く。）には、職務履行の改善向上を図るための矯正措置として、訓告、文書による嚴重注意又は口頭による嚴重注意を受けることがあるものとする。

(損害賠償)

第33条 職員は、故意又は過失により法人に損害を生じさせた場合には、第30条に規定する懲戒処分を受けることによって、その賠償の責を免れることができない。

第9章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第34条 職員の保健及び安全衛生管理に関し必要な事項は、法令で定めるもののほか、職員安全衛生管理規程に定める。

(協力協議)

第35条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法及びその他の関係諸法令のほか、上司の命令に従うとともに、法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(非常災害時の措置)

第36条 職員は、事故又は非常の災害により、職務を執行することが困難な場合又は業務の運営に重大な障害のおそれがあると認める場合には、速やかに、上司に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、業務時間外に法人施設又はその附近に非常災害が発生したときは、直ちに出勤し、上司の指揮を受けるものとする。

(健康診断)

第37条 職員の健康診断に関し必要な事項は、職員安全衛生管理規程に定める。

(就業の禁止)

第38条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて就業を禁止することがある。

- 一 伝染性の疾病にかかった者
- 二 労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者
- 三 前二号に準ずる者

2 職員は、前項各号の規定により就業の禁止を命じられた場合は、その期間を傷病休暇又は特別休暇によることができるものとする。

第10章 災害補償等

(業務災害及び通勤災害)

第39条 職員の業務上の災害もしくは通勤による災害の補償については、地方公務員災

害補償法の定めるところによる。

第 1 1 章 旅行

(旅行)

第 4 0 条 職員は、業務のため、旅行を命ぜられた場合には、旅行を行わなければならない。

2 職員は、旅行中、用務の都合その他やむを得ない理由により予定を変更する必要がある場合には、あらかじめ、所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急の用務のためそのいとまがない場合は、事後速やかに承認を受けるものとする。

3 職員は、旅行の用務を終えたときは、所属長に、その概要を口頭又は文書をもって復命しなければならない。

(旅費)

第 4 1 条 職員の旅費に関し必要な事項は、職員旅費規程に定める。

第 1 2 章 福利厚生

(宿舎)

第 4 2 条 職員の宿舎の利用に関し必要な事項は、宿舎管理規程に定める。

(被服等貸与)

第 4 3 条 職員の被服等貸与に関し必要な事項は、職員被服等貸与規程に定める。

(互助会)

第 4 4 条 職員は、山梨県の条例に定める互助会に加入できるものとする。

第 1 3 章 教育訓練

(研修)

第 4 5 条 職員の研修に関し必要な事項は、職員研修規程に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年規程第 6 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 2 4 号）

この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行する。